

農山漁村の活性化に向けて

農山漁村の活性化を図ることを目的とした、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(農山漁村活性化法)」が、今国会で成立し5月16日に公布されました。

農林水産省では、全都道府県において、県、市町村、農林漁業団体等を対象に説明会を開催しています。

沖縄県では、6月5日(火)に南風原町の土地改良会館において沖縄県、市町村、農林漁業団体等約140人が参加し開催されました。この説明会では、沖縄総合事務局農林水産部長はじめ農林水産省農山漁村地域活性化支援室担当者等が出席し、農山漁村活性化法及び同法に基づく活性化計画等の概要、交付金の仕組みや手続きについて関係者に説明しました。ここでは、今回制定された法律等の概要について紹介します。

1 趣旨

人口の減少、高齢化の進展等により農山漁村の活力が低下していることにかんがみ、農山漁村における定住等や農山漁村と都市との地域間交流の促進によ

る農山漁村の活性化を図るために、地方公共団体が作成する活性化計画に係る制度を創設するとともに、当該計画を実施するため必要な交付金を交付する処置等を講ずるものです。

2 基本方針の策定

国は、定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針を定めます。

3 活性化計画の作成

都道府県又は市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、計画の区域、計画の目標、当該目標を達成するために実施する次に掲げる事業、計画期間その他の事項を定めた活性化計画を作成することができます。

事業

生活環境施設(排水処理施設等)の整備に関する事業
地域間交流の拠点となる施設の整備に関する事業

4 交付金の交付

国は、活性化計画を作成した都道府県又は市町村に対し、事業実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができます。

5 所有権移転等促進計画の作成

市町村は、施設用地の確保のため、農林地等に係る所有権移転等促進計画を定め、農地法上の転用手続きを円滑化することができます。(民法、不動産登記法の特例。但し、転用許可基準に変更無し)

6 市民農園整備促進法に基づく手手続きの円滑化

活性化計画に記載された事業は、市民農園整備促進法に基づく市民農園開設の認定申請に係り、簡略化された手続きによることができます。

この交付金では、計画を策定し、農・林・水の連携が図られたう

プロジェクトを総合的に実施することができます。

農・林・水の縦割りなく、対象施設間の経費の弾力的運用、年度間の融通が可能です。

また、地域の創意工夫による独自の提案メニューも支援します。





・農山漁村の活性化に向けて

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の概要

目的

人口の減少、高齢化の進展等により農山漁村の活力が低下していることにかんがみ、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市住民との地域間交流を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図る。

制度の仕組み

基本方針の策定（国）

提出

活性化計画（都道府県又は市町村）の作成

都道府県又は市町村が単独で又は共同して作成
(義務的記載事項)
農林漁業の振興のための生産基盤
及び施設の整備
生活環境施設の整備
地域間交流のための施設の整備

(任意的記載事項)
・農林漁業団体等が実施する事業
・農林地所有権等移転計画促進事業の
実施に関する基本方針

必要があると認めるとき

市町村による施設用地確保のための 所有権移転等促進計画の作成

農林漁業団体等

支援措置

交付金の交付
国は、地方公共団体に対し、計画に基づく事業の
実施に要する経費に充てるための交付金を交付

市民農園整備促進法に基づく手続きの簡略化

施設用地確保のため農林
地等の所有権移転促進等の
特例措置（農地法の許可基準には変更なし）

交付金の特徴

農・林・水の縦割りなく施
設を一気に整備

窓口のワンストップ化
(大臣官房に体制整備、沖
縄では沖縄総合事務局が窓
口)

対象施設間の経費の弾力的
運用、年度間の融通が可能

地域が提案するメニューも
支援

都道府県又は市町村への助
成
(民間団体等へは間接助成)

法律上の事業とすることに
より、施設用地の確保、市
民農園の開設等の手続きが
簡素化

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の活用事例及び効果イメージ

交 流

短期の観光・農林漁業体験

直販施設

農山漁家 所得の向上



二地域居住

年に1～3ヶ月程度の滞在
平日は都会、休日は農山漁村

地域資源活用起業支援施設
(ダイビング施設)

インストラクターの雇用



定 住

移住・UJターン
既地域住民の安定

CATV等の整備

都市と同様の社会基盤の下で
生活・仕事・都市への情報アクセス



地域活性化に資する基盤づくり

（農業・林業・漁業生産基盤整備、農業・林業・漁業生産施設整備 等）

※「農山漁村活性化法関連」のサイトが新設されました。<http://www.maff.go.jp/nouson/kasseika/index.htm>